

## 守っていますか!? 雇用のルール

最近、若者に過重な労働を強いたり、賃金を支払わずに残業をさせるなど、若者の「使い捨て」が大きな社会問題となっています。労働者の元気、やる気は企業に活力をもたらします。雇用のルールを守り、健全な職場環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

### ⊗ ストップ!! 長時間・過重な労働

法定労働時間（1日8時間以内、1週間40時間以内※）を超えて労働者を働かせる場合には、使用者はあらかじめ従業員の過半数で組織する労働組合（ない場合は過半数を代表する者）との間に、「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。また、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分の休憩を勤務時間の途中で与えなければいけません。なお、長時間・過重な労働は、労働者の重大な健康障害につながるおそれがあります。  
※特例措置対象事業場は週44時間以内

### ⊗ ストップ!! 賃金不払いの残業

使用者が労働者に法定労働時間を超える時間外労働をさせた場合には、割増賃金（いわゆる残業代）を支払わなければなりません。この割増賃金については、雇用形態にかかわらず、すべての労働者に適用されますので、パートやアルバイトなどの短時間労働者にも、割増賃金の支払い義務が生じます。

### ⊗ ストップ!! 最低賃金を下回る賃金

北海道の最低賃金（地域別）は、時間額で734円（平成25年10月18日から効力発生）です。最低賃金法で、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低限度額が定められています。なお、最低賃金より低い賃金で労働者と契約したとしても、法律によって無効となり、最低賃金で契約したものとみなされます。

### ⊗ ストップ!! 職場のパワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為は、職場のパワーハラスメントに当たります。明るい職場づくりのためには、企業全体でパワーハラスメントを予防・解決していくことが大切です。

## 事業主及び労務担当者、労働者の皆さまへ

### 労働問題や労働条件などについて相談したい

北海道労働局や北海道では、さまざまな労働問題や雇用を巡るトラブル、労働条件・職場環境に関するルールなどについて、面談あるいは電話による相談に応じていますので、是非お気軽にご利用ください。いずれも相談は無料です。

#### ■ 労働問題全般に関する相談

- ・ 総合労働相談コーナー（北海道労働局）

北海道労働局総合労働相談コーナー（電話 011-709-2311 内線 3576、3577）や、各労働基準監督署の総合労働相談コーナーで受け付けています。なお、札幌総合労働相談コーナー（電話 011-223-8712）と札幌中央総合労働相談コーナー（電話 011-737-1195）では、女性の相談員による対応も可能です。

- ・ 労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所（北海道）

フリーダイヤルの労働相談ホットライン（電話 0120-81-6105 [祝日を除く月～金までの12時から20時]）や、各総合振興局・振興局の中小企業労働相談所で受け付けています。なお、弁護士への相談も可能です。（予約制 [面談日：毎週水曜日。場所：北海道経済部労働局雇用労政課相談室]）

#### ■ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する相談

- ・ 北海道労働局及び各労働基準監督署の相談窓口
- ・ 札幌新卒応援ハローワークの相談窓口（電話 011-233-0202）
- ・ 厚生労働省ホームページ内の労働基準関係情報メール窓口

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

#### ■ 賃金（最低賃金を含む）、労働時間等の労働条件に関する相談

- ・ 北海道労働局及び各労働基準監督署

#### ■ 職場におけるパワーハラスメントの予防・解決に向けたお知らせ

- ・ 北海道労働局のホームページ

[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/power\\_harassment.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/power_harassment.html)

#### ■ 高校生の雇用についての相談

- ・ 各教育局の進路相談員の活動紹介（北海道教育庁高校教育課「高校生の就職」のホームページ）

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/soudanin.htm>

### 労働に関する基礎的な知識を得たい

- 北海道では、労働法のあらましや労働契約、労働時間・賃金などの労働条件に関して、わかりやすくまとめた「労働ガイドブック」を作成しています。

- ・ 北海道のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/H24RoudouGB.htm>

- 北海道では、これから就職する若者に向け、働くときに必要な知識をわかりやすくまとめた「働く若者ルールブック」を作成しています。

- ・ 北海道のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/rulebook.htm>